

令和 8 年 7 月 15 日
環境局資源循環推進課

産業廃棄物収集運搬業の許可を取り消しました

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第 14 条の 3 の 2 の規定により、下記のとおり行政処分を行ったのでお知らせします。

記

事業者の住所 及び名称	新潟県三条市笹岡 1 9 0 7 番地 2 鈴喜建設 株式会社 （代表取締役：鈴木 正志）
許可の種類	産業廃棄物収集運搬業
許可番号	01503154411 （産業廃棄物収集運搬業）
許可年月日	令和 2 年 5 月 21 日（産業廃棄物収集運搬業）
事業の範囲	・ 事業の区分 収集・運搬（積替え・保管を除く。） ・ 産業廃棄物の種類 廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、 がれき類（以上、石綿含有産業廃棄物を含む。）、紙くず、木くず、 繊維くず（以上、石綿含有産業廃棄物を除く。）、ゴムくず、金属くず （以上、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）
処分の内容	産業廃棄物収集運搬業の許可取消し（令和 8 年 7 月 15 日）
処分の理由	当該法人の株主であった者は、令和 4 年 9 月 2 日に法第 16 条の 2 違反により法第 25 条第 1 項第 15 号の規定に基づく罰金刑が確定した。 これにより、当該法人は法第 14 条第 5 項第 2 号二に該当するに至ったため。

本件についてのお問い合わせ先
産業廃棄物係 中澤
（直通）025-280-5161 （内線）2504